

隊員の任免、分限、服務等に関する訓令を次のように定める。  
昭和30年9月3日

防衛庁長官 砂田 重 政

隊員の分限、服務等に関する訓令

改正

- 昭和31年6月10日庁訓第56号
- 昭和31年12月7日庁訓第67号
- 昭和35年4月1日庁訓第15号
- 昭和38年3月31日庁訓第22号
- 昭和37年3月14日庁訓第15号
- 昭和37年11月1日庁訓第73号
- 昭和38年2月25日庁訓第7号
- 昭和41年9月30日庁訓第91号
- 昭和48年10月16日庁訓第51号
- 昭和48年11月27日庁訓第60号
- 昭和54年10月2日庁訓第34号
- 昭和56年2月10日庁訓第1号
- 昭和57年4月30日庁訓第19号
- 昭和57年9月28日庁訓第25号
- 昭和59年6月30日庁訓第27号
- 昭和60年3月30日庁訓第13号
- 昭和60年4月6日庁訓第19号
- 昭和60年12月21日庁訓第42号
- 昭和63年4月8日庁訓第12号
- 昭和63年6月28日庁訓第34号
- 平成元年3月4日庁訓第6号
- 平成7年6月23日庁訓第25号
- 平成8年2月29日庁訓第9号
- 平成9年1月17日庁訓第1号
- 平成11年8月29日庁訓第17号
- 平成12年6月23日庁訓第78号
- 平成13年1月6日庁訓第2号
- 平成15年3月31日庁訓第48号
- 平成17年3月30日庁訓第27号
- 平成18年3月27日庁訓第12号
- 平成18年7月28日庁訓第33号
- 平成18年12月28日庁訓第116号
- 平成19年1月5日庁訓第1号
- 平成19年8月30日省訓第145号
- 平成19年9月28日省訓第162号
- 平成21年12月25日省訓第88号
- 平成22年6月30日省訓第29号

(趣旨)

第1条 この訓令は、隊員の分限及び服務並びに隊員が死亡し、又は所在不明となつた場合の処置に関し必要な事項を定めることをものとする。

第2条及び第3条 削除

(超期の特出)

第4条 隊員が退職しようとする場合には、心身の故障、家庭の事情その他の理由を具し、か

つ、その理由が自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第54条に該当する場合は、同条による証明書を添え、順序を経て、任免権者に対し退職を申し出るものとする。

2 前項の申出のあつたときは、当該隊員の所属する部隊等(以下「所属部隊等」という。)の長は、その者の退職を承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障があるか否かについての意見を附し、順序を経て、任免権者に上申するものとする。

(条件付採用期間中の降任又は免職)

第5条 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第41条第1項に規定する条件付採用期間中の隊員が次の各号のいずれかに該当したときは、任免権者は、これを降任又は免職するものとする。

- (1) 条件付採用期間中に行われる勤務評定において勤務成績が不良であると評定されたとき。
- (2) 前号の勤務評定が行われない場合又は前号の勤務評定が行われて後条件付採用期間満了までの間において、当該隊員についてその勤務成績が不良であると認められたとき。

(本人の意に反する降任又は免職の場合)

第6条 自衛隊法第42条第1号の場合の認定は、勤務評定その他隊員の勤務成績を判断するに足りると認められる事実に基づいて行うものとする。

2 自衛隊法第42条第2号の場合の認定は、長期の療養又は休業を要する疾病、療養又は休業によつても治癒し難い心身障害(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害を含む。)がある旨の任免権者の指定する医師2人による診断に基づいて行うものとする。

3 自衛隊法第42条第3号の場合の認定は、適格性を判断するに足りると認められる事実に基づいて行うものとする。

4 自衛隊法第42条第4号の場合の認定は、防衛大臣の指定により行うものとする。

(分限処分の通知)

第7条 任免権者は、自衛隊法第42条又は第43条の規定により分限処分(本人の意に反する降任、休職又は免職をいう。以下同じ。)を行うべきものと決定したときは、隊員に分限処分通知書(別記様式第1)を交付して分限処分の通知を行わなければならない。

(休職命令の時期)

第8条 休職命令の時期は、次の各号によるものとする。

- (1) 自衛隊法第43条第1号による休職の場合は、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第43条による病状休職の期間の満了した日の翌日
- (2) 自衛隊法第43条第2号並びに自衛隊法施行令第56条第1号及び第2号による休職の場合は、休職を命ずることが適当と認められる日

第9条 削除

(隊員の遵守事項)

第10条 隊員は、自衛隊法施行規則第57条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務遂行に際しては、静粛で礼儀正しく、かつ、秩序正しくなければならない。何人に対しても冷静で忍耐強く、正しい判断をし、野卑で粗暴な言動又は態度を演ずるべきでない。
- (2) 職務に関して贈物又は謝礼を受けてはならない。
- (3) 勤務中及び駐屯地又は艦船内においては、防衛大臣が特に許可した場合のほか、酒類を用いてはならない。隊員は、いかなる場合においても、品位を失ひ、又は自衛隊の不名誉となる程度まで酒類を用いてはならない。

(療養の場合)

第11条 隊員は、負傷又は疾病のため病院等(医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所をいう。)において療養を要するときは、所属長(自衛隊法施行規則第48条第2項の規定により防衛大臣の定める者をいう。)の承認を受けなければならない。

2 隊員は、療養中は、病院等の長の指示を守り、一日も早く職務に復帰できるよう療養に専念しなければならない。

3 行動時等(自衛隊法第6章に規定する行動中の期間その他防衛大臣が定める期間をいう。)にあつては、第1項の規定中「承認を受けなければならない」は、「命令によらなければならない」と読み替へるものとする。

(臨時勤務又は臨時乗組)

第12条 自衛官については、現補職のまま、他の部隊等において当該部隊等の長の職務上の指揮監督の下に臨時に勤務(臨時にあつては乗組)をさせることができる。

2 臨時勤務又は臨時乗組を命ずるにあつては、期間を明示するものとし、その期間は、3

月を超えてはならない。ただし、遠洋航海その他特に防衛大臣の承認を受けたものについては、その期間は、6月以内とすることができる。

- 3 防衛大臣補職にかかる自衛官の臨時勤務又は臨時乗組は、防衛大臣が命ずる。
- 4 臨時勤務又は臨時乗組に関し必要な事項は、各幕僚長が定める。

(停職から職務に復帰する際の誓約)

第13条 停職の処分を受けた隊員が停職期間の満了により職務に復帰するに際しては、口頭又は文書をもって当該停職を命じた懲戒権者に対し、以後隊員としての服務の本旨にもとることのない旨の誓約を行うものとする。

(兼業等の承認の権限の委任)

第14条 自衛隊法施行規則第64条により同規則第60条、第61条及び第63条に規定する承認の権限をその隊員の任免権者に委任する。

(兼業又は兼職等の承認手続等)

第15条 隊員は、兼業(隊員が、営利企業体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位に就き、又は自ら営利企業を営むこと並びに報酬を受けて、防衛省以外の国家機関、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。))及び地方公共団体の機関の職並びに自衛隊法第62条第1項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行うことをいう。以下同じ。)又は兼職(隊員が、防衛省以外の国家機関の職若しくは特定独立行政法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことをいう。以下同じ。)の承認を受けようとする場合には、兼業・兼職承認申請書(別記様式第1の2)1部を承認権者(防衛大臣及び前条の規定により権限を委任された者をいう。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 隊員は、隊員の身分を失ったときのほか、兼業又は兼職の事実が消滅したときは、速やかに兼業・兼職消滅届(別記様式第2)を承認権者に提出しなければならない。ただし、第8項第1号に該当して兼職した場合又は兼業若しくは兼職につき承認された期間が満了した場合若しくはその期間を更新するため改めて兼業・兼職承認申請書を提出した場合には、この限りでない。

3 隊員は、兼業・兼職承認申請書の内容に重要な変更があったときは、第1項に定める手続により改めて兼業又は兼職の承認を速やかに申請しなければならない。

4 第1項の申請に対する承認又は不承認は、決定書(別記様式第3)を申請者に交付することにより行うものとする。

5 承認権者は、兼業・兼職承認台帳(別記様式第4)を作成し、保管しなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、承認権者の承認があつたものとみなす。

- (1) 法令の規定に基づき、又は任免権者の命により兼職を行うとき。
- (2) 法令の規定による指名又は推薦に基づき兼職するとき。
- (3) 防衛省以外の国家機関、特定独立行政法人、地方公共団体又は営利企業体以外の団体からの依頼に対して承認権者の推薦又は同意(承認権者以外の者がその都度承認権者の承認を得て行う推薦又は同意を含む。)があつた場合において、隊員が兼業又は兼職するとき。

(海外渡航の承認)

第15条の2 隊員(予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び非常勤の職員(自衛隊法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。))を除く。以下この条において同じ。)は、国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合には、あらかじめ海外渡航承認申請書(別記様式第5)1部を承認権者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、隊員の親族が本邦以外の地域において死亡し、負傷し、又は疾病にかつたため当該地域への渡航が緊急を要する場合で、あらかじめ、当該承認権者に提出するいとまがなかつたときは、事後において、速やかに海外渡航承認申請書(別記様式第5の2)1部を承認権者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 承認権者は、前項本文に規定する申請にあつては、海外渡航承認(不承認)書(別記様式第6)を申請者に交付して行うものとする。

3 承認権者は、第1項ただし書に規定する申請にあつては、海外渡航承認(不承認)書(別記様式第6の2)を申請者に交付して行うものとする。この場合において、不承認としたときは、速やかに当該隊員の懲戒権者に報告するものとする。

4 前3項の承認権者は、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める者とする。

- (1) 自衛官 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号)第

12条に規定する所属長

(2) 自衛官候補生 自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令(平成22年防衛省訓令第26号)第2条第3項に規定する所属長

(3) 自衛官以外の隊員(前号、次号及び第5号に掲げるものを除く。) 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号)第2条の2第1項に規定する所属長

(4) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生 防衛大学校長又は防衛医科大学校長

(5) 陸上自衛隊高等工科大学の生徒 陸上自衛隊高等工科大学の校長

(危篤の通報)

第16条 隊員が危篤に陥つたときは、これを確認した部隊、艦船等の長は、速やかにその事実を当該隊員の所属部隊等の長及び家族に通報しなければならない。

(死亡通知書)

第17条 隊員が死亡したときは、所属部隊等の長は死亡報告書を当該隊員の任免権者に提出しなければならない。

(死亡の通報)

第18条 隊員が死亡したときは、これを確認した部隊、艦船等の長は、速やかに次の各号に掲げる事項を所属部隊等の長及び遺族に通報しなければならない。

- (1) 死亡の事実
- (2) 死亡した隊員の氏名、階級、認識番号及び所属部隊等の名称
- (3) 死亡の日時及び場所並びに死因

2 部隊、艦船等の長は、前項の通報にあわせて遺族の処置に関する遺族の希望を徴しなければならない。

(隊員の死亡の場合の処置)

第19条 隊員が死亡したときは、部隊等の長は、別に定める場合においては、葬儀その他の葬儀を行い、その他の場合においては、遺族の希望に従い、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) ひつぎ、白布及び簡素な供花を準備すること。
  - (2) 遺族の委託があつた場合に遺骸を火葬若しくは埋葬に付し、又は遺骨を遺族の住所地まで護送し、遺族に引き渡すこと。
- 2 死亡した隊員に遺族がないか、又はその存否若しくは所在が分からない場合においては、部隊等の長は、関係市区町村長と協議して適宜な措置をとらなければならない。
- 3 前項の実施の基準に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。(隊員の所在不明の場合の処置)

第20条 隊員が所在不明となつた場合には、部隊等の長は、速やかに調査を行ない、その旨を順序を経て当該隊員の任免権者に報告しなければならない。

2 第18条第1項の規定は、所在不明となつた隊員の場合にこれを準用する。

(水葬)

第21条 艦船が航行中、艦船内において隊員が死亡した場合においては、次の各号のすべての条件を備えているときに限り、艦船の長は、当該隊員の死体を水葬に付することができる。

- (1) 艦船が公海にあること。
- (2) 死亡後24時間を経過したこと。ただし、伝染病によつて死亡したときは、この限りでない。
- (3) 衛生上死体を艦船内に保存することができないこと。ただし、艦船が死体をのせて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当な事由があるときは、この限りでない。
- (4) 医師の乗り組む艦船にあつては、医師が死亡診断書又は死体検案書を作成したこと。
- (5) 伝染病によつて死亡したときは、十分な消毒を行ったこと。

2 艦船の長は、死体を水葬に付するときは、死体が浮き上らないような適当な処置を講じ、かつ、なるべく遺族のために本人の写真を撮影した上、遺髪その他遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。

(遺留品)

第22条 部隊、艦船等の長は、隊員(艦船内にある隊員以外の者を含む。)が死亡し、又は所在不明になつたときは、遅滞なく、本人の親族、友人その他適当な者2名以上を立ち合わせて、その遺留品を取り調べたうえ、遺留品目録を作らなければならない。

2 遺留品目録には、次の事項を記載して、部隊、艦船等の長及び立会人がこれに署名押印し

(表)

兼業・兼職承認申請書 (承認権者) 殿 年 月 日	
①所 属 官 職・階 級 (級) 氏 名 (ふりがな)	
{ 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) } { 第62条第3項 } { 自衛隊法施行規則 (昭和29年総理府令第40号) 第60条第1項の規定により申請する。 } { 第63条 }	
現 官 職 に つ い て	② 勤 務 地
	③ 勤 務 時 間
	④ 職 務 記 述
	⑤ 勤務時間をさく場合の業務処理方法又は影響

(裏)

兼業・兼職先について 勤務内容	⑥ 団 体 等 名 称	⑪ 兼業・兼職先の性格 <input type="checkbox"/> 国家機関 <input type="checkbox"/> 特定独立行政法人 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 営利企業 <input type="checkbox"/> 特殊法人 <input type="checkbox"/> その他 (主たる事業内容)
	⑦ 所 在 地	
	⑧ 職 名	
	⑨ 報 酬	
	⑩ 勤 務 地	
	⑫ 勤 務 時 間	
	⑬ 兼業・兼職期間	
	⑭ 職 務 記 述	
	⑮ 兼業・兼職を必要とする理由	
	⑯ 他の法令上の根拠	
⑰ 他の兼業・兼職先		
⑱ 直上監督者意見	官 職 氏 名	

別記様式第2 (第15条関係)

兼業・兼職消滅届

(承認者) 殿

所 属

官 職・階 級 (級)

氏 名 (ふりがな)

年 月 日

月 日をもって(承認番号(日付))の{兼業(兼職)}の事実が消滅したので報告する。

印

別記様式第3 (第15条関係)

状 定 書

所 属

官 職・階 級 (級)

氏 名

年 月 日付申請された

の {兼業(兼職)} を承認する {承認しない}

年 月 日

(承認者)

印